# ワイマル共和国防衛組織[国旗団 |の登場(Ⅰ)

## ----その目的と組織構造----

## 岩 崎 好 成

Emergence of the Republican Combat League, the Reichsbanner (1)

Takashige IWASAKI
(Received September 14, 1987)

#### はじめに

1924年春、地方ごとに統一された揃いのウィンドヤッケと帽子をかぶり、団バッジを胸に「フライ・ハイル」とあいさつをかわす一団の人々がドイツ各地に登場した。この一団は次のようにアピールしていた?

「共和主義的参戦者は、すでに一年以上前から、ドイツ共和国に尽くし緊急時には支援せんとの意志の下、各地で、多かれ少なかれ厳格な形で結集してきている。この経験は、相互に混在するようなゆるい結合では不十分なことを教えた。それゆえ共和主義参戦者の諸団体は、2月22日、マクデブルクにおいて、全国組織『国旗団黒赤金=共和主義参戦者同盟 Reichsbanner Schwarz-Rot-Gold, Bund der republikanischen Kriegsteilnehmer』の下に合同した。

ワイマル共和国防衛組織「国旗団」の成立である。

筆者は、共和国とくに後半の政治史を分析する場合、政党サイドに焦点を合わせるのみでは不十分ではないか。「政治闘争団体 politischer Kampfbund」と呼びうる、議会外の、軍隊的な組織構造と行動形態をもった政治集団をもワイマル政治シーンの不可欠のファクターとして把えるべきではないか、と考えている。

そこで、これまで、右翼陣営における当該組織として鉄兜団 Stahlhelm とナチ党突撃隊 Sturmabteilung (SA) der NSDAP をとり出し、政党政治に対する両者の対応の違いや、右翼政治におけるその存在意味などに若干の考察を加えてみた。

本稿もまた同様の視角から、鉄兜団と SA が攻撃し続けた、まさにその共和国を擁護・防衛しようとした政治闘争団体たる国旗団を考察対象としている。その際のひとつの大きな関心は、議会制民主主義とは本質的に相容れない存在がそれを護るということの意味如何にあるのだが、しかし、ここでは、国旗団研究の出発点として問題を限定し、とりあえず、団の成立事情について、すなわち「何故、共和国設立5年後に、超党派の、準軍隊的組織が登場するのか」を考えてみたい。但、紙幅の関係上、本稿は、団組織を概観するに先ずはとどまろう!

#### 1. 団の目的

国旗団の目的とするところは何か。

1926年団則第1条は言う。「団の目的は、無条件に共和国憲法の立場にたつすべてのドイツ

人男子、とりわけ大戦参戦者、軍事訓練修了者、男子青年の結集にある」。結集者の任務は第2条が明らかにする。「団は、僚友愛と共和主義思想を喚起・育成し、ライヒ憲法ならびに共和主義的な諸ラント憲法を擁護し、非常時には共和主義的諸政府・諸当局の全面指揮下に入るものである。団はドイツの経済的社会的再建に協力し、参戦者の利益、とりわけ戦傷者ならびに遺族の立場を強力に代弁する」。そして第2条には次のような重要な規定が続く。「共和主義者、共和派政党、及びその背後にある労働組合等諸組織に対する攻撃には、団は、使用しうるすべての手段でもって対抗・撃退するであろう。非合法武装については、団はこれを拒絶する。政党政治上あるいは宗教上の問題についての議論は、団内においては排除されるものである。

以上の内容は、1928年団則においても第1・第3・第5条の中に踏襲されている。但、28年団則では、「団は以下の任務を有する」とする第2条において、より詳細な団の性格付けがみられる。「任務」は全部で7項目あるが、そのうち興味深い規定をいくつか示すとすれば次の通りである。「超党派的立場でドイツの社会・経済・政治的再建に協力し、共和国の国民的利害を守ること」「共和国憲法の精神において全団員に政治教育をほどこし、共和主義―民主主義的国家思想を広く普及し擁護しうる能力を付与すること」「政治的デモンストレーションを整然と遂行しうるまとまりのある行進部隊、ならびに政治的敵対者からの憲法と共和国存続への不慮の攻撃に対抗しうる防衛部隊となるよう団員を訓練すること」。

以上から国旗団の像がある程度明らかになろう。

国旗団は、若き参戦者を核とする共和主義者による、共和主義的諸システム擁護のための、超党派の、準軍隊的組織であった。その際、非合法武装を禁ずる規定は、厳密にうけとる必要はないであろう。国旗団ではくり返し、「敵が共和国(破壊のため)に使用すると同等の武器で戦い、敵を制圧する」旨が表明されているのであるごちなみに1924年12月から33年2月までに国旗団は、64人の犠牲者を出しているが、このうち、「任務中の事故死」として処理されている者を除いた51人は、39名が射殺、8名が刺殺、4名が殴殺死であり、衝突の際明らかに銃器が使用されていることがわかる。敵(犯人)はナチ党員が最大で39件を数え、そのすべてが29年以降のことである。鉄兜団員には6名が犠牲者とされたが、それらは24年から27年の間に起きている。共産主義者による死者は3名である。ここにはワイマル末期に戦闘的に登場してくるナチズム運動を含め、国旗団にとっての敵の所在が如実に示されているといえるだろう。国旗団にとっては「鉄兜団、青年ドイツ騎士団、ヒトラー近衛兵及びその他類似の君主主義的諸組織、そしてそれらと結託している共産主義者が、共和派の人々に対し挑戦し」90でいるのであり、したがって当然、「共産主義者や君主主義者の席は国旗団にはない」100のであった。

### 2. 団員の政治的社会的構成

その名の通り、国旗団がかかげる旗は、上から黒・赤・金のストライプに色わけされ、黒地の上に団名が、赤地の上に黒鷲が、金地の上に地区名が記されていた。<sup>11)</sup>この旗印の下に一体、どの位の数の人々が結集したのであろうか。

設立より半年後の24年8月の警察報告は、右翼の民間国防団体を「すべて総合したとしても始ど比較にならない」程の数だという。<sup>[2]</sup>国旗団自身が挙げる具体的数字では、24年8月に125万、同年10月に225万、そして25年2月には300万人に達する。<sup>[3]</sup>しかし、ローエのいうように、<sup>[4]</sup>単なる団費納入メンバーではなく積極的行動分子となると100万弱といった数字が妥当であろう。熱心に国旗団情報を収集していた共産党 KPD も、行動分子は全体数の60%を下廻ると見ていた。<sup>[5]</sup>とはいえ、仮に100万弱としても、鉄兜団が30万人前後、権力掌握時のナチ党

SA が70万人であったことからすれば、国旗団が最大の戦闘組織であったことは確かであろう。 続けて KDP の24年末から25年初頭にかけての観察に従うならば、全国組織としての国旗団 がとくに強力であった地域は、北海沿岸部、テューリンゲン、ベルリン、マクデブルクであり、 ベルリン、ハムブルク、シュレージェンでは少なくともメンバーの60%が18~25歳の人々から 成っていた。この年令層の多くには、参戦経験の欠如ゆえにあらたに軍事訓練が必要となろう が、それはとくに団と治安警察の関係が密接なところで行なわれているとされ、北海沿岸部、 テューリンゲン、ザクセン県(プロイセン邦)の名が挙がっている。メンバーの軍事的能力は 雑多であり、例外的にすぐれたものとしてミュンヘンの例が示されている。そこでは、初期メ ンバー1000人のうち756人が参戦者で、一人当り34ヶ月の軍隊経験をもつものとされていた。 ちなみに退役軍人の集合体としては在郷軍人会組織があろうが、上記ミュンヘン領域をも一部 として含む「バイエルン在郷軍人会 Bayerischer Kriegerbund」は、25年2月、傘下の諸団体 から国旗団籍をも有する者を除名するよう決定していた。<sup>66</sup>その理由を彼らは、「在郷軍人会は、 そのプログラムに軍人的徳目の育成を掲げるが、国旗団は『二度と戦争をするな』とのスロー ガンをもって対照的な目標を追求している」からだとする。ここには両者の置かれた立場の相 違、そして参戦者層への国旗団の浸透ぶりの一端が示されているといえよう。なお、この決定 に対して国旗団は、「在郷軍人会以上にニュートラルであることを常に証明」しうるようにと、 在郷軍人会自体への反対姿勢を自らは表明しなかった。そしてむしろ団員に、個々人が所属す る在郷軍人団体内でその「黒白赤| 指導部に反対し、所属団体を「バイエルン在郷軍人会」か ら離脱させるよう活動することを勧めていた。ここにもやはり、国旗団の共和主義性へとつな がる反君主主義性が示されており、更には中立性ないし超党派性を標榜してのメンバー大量獲 得志向が表われていると思われる。

さて、その大量メンバーの政治的社会的構成はいかなるものであったのだろうか。

共和国、あるいは共和国憲法を擁護しようとの立場や、示された「敵 | の内容等から十分予 想しうるように、メンバーはいわゆる「ワイマル連合」に集いうる人々であった。国旗団を支 える政治集団として、具体的には、社会民主党 SPD・民主党 DDP・中央党左派(より正確に は元首相ヴィルトJ・Wirth 周辺の人々)の三政党、更にドイツ労働組合総同盟 ADGB・「ユ ダヤ人前線兵士全国同盟 Reichsbund judischer Frontsoldaten」・「社会主義労働者青年団 Sozialistische Arbeiterjugend」・「民主主義青年団 Demokratische Jugendverband」・「自由ド イツ青年団 Freie deutsche Jugend」・「(カトリック青年団) ヴィントホルスト同盟 Windhorstbund」などが挙げられよう。<sup>7)</sup>また準軍隊的な集団のレヴェル、すなわち、国旗団に 吸収・統合されることになった先行諸組織には二つのタイプがあった。一つは SPD 系の自衛 組織で、SPD ないし労組のリーダーや集会の警備をこととするもので、ミュンヘンの「SPD 護衛部隊 Sicherheitsabteilung der SPD」やシュレージェンの「社会主義警備隊 Sozialistische Ordnerdienst」「新鉄兜団 Neue Stahlhelm」などがそれにあたる。他方、この政党警備部隊タ イプより幅広く、いわば共和主義的防衛運動として活動していた第二のタイプがある。これら は、カップ一揆・ラーテナウ暗殺・ヒトラー一揆などの国家的危機をきっかけに設立されたも ので、国旗団結成の核となったマクデブルクの「共和国自衛軍 Republikanische Notwehr | を はじめとして、シュレスヴィヒ=ホルシュタインの「共和国協会 Vereinigung Republik」、 オーバーシュレージェンの「共和主義労働者軍 Republikanischen Arbeiterwehren」などがあ った。18)

つまるところ国旗団は、ワイマル連合三政党を支持し、共和国防衛のための準軍隊的組織・ 運動の必要性・魅力を感じる、青年・大戦経験者を中心とした人々によって構成されたのであ る。三政党支持者の連合体という点から生ずる問題のひとつは、三政党のいずれが団のイニシ アティヴを握るかということである。というのも、団員の多くは三政党いずれかの党籍をも同時に有する人々であり、団自体も決して政党より上位に位置していたとはいえないからである。団設立時のアピールには「国旗団は決して自ら政治的経済的目標を追求するものではない。そのような任務の解決は、その資格のある共和主義的諸政党・経済諸団体にゆだねられる」<sup>19)</sup>とあり、少なくとも団の政治的自立性には大きく歯止めがかけられている。そして更に、DDPに属するある国旗団リーダーが述べているように<sup>20)</sup>「SPD、DDP、中央党はお互い二義的な問題では一致していない」のである。ある意味では、それゆえにこそ「三党は、国旗団を通じて……ひとつにな」れるわけだが、一方、団が政党政治的対立の舞台となることもまた可能であろう。したがって、団内における三政党支持者それぞれの比率が注目されるのである。

SPD 系自衛組織が吸収されたということにもすでに示されているように、国旗団員は圧倒的に SPD 系の人々であった。下は60%から上は99%までの主張があるが、おそらく80~90%は SPD 系団員であろう。地域別では ザクセン、テューリンゲン、ハノーファー、ブラウンシュヴァイクが90%を越えていたようだ。但、この数字はそのすべてが SPD 党員ということではなく、労組員にまま見られたような選挙投票中心のシンパをも含むものと理解すべきであろう。この政治党派構成からまた、団員の社会構成も明らかとなろう。30年以降になると失業者メンバーも増加すると思われるが、通常、団の主力はカトリック系の人々をも含めた労働者層にあった。非行動分子内、あるいは地域によっては中間層メンバーも少なくはなかったようだが、政治構成上の SPD 割合ほど高くはないにせよ、中心社会層は工業・農業労働者であった。210 それゆえにこそ、未組織の者を含む労働者獲得をめぐっての KPD ないし「赤色前線兵士同盟 Roter Frontkämpferbund」との対立もあったのである。

#### 3. 組織構造

しかし、指導者層に目を転じた場合、事情は若干異なってくる。団上級職をも一般メンバー同様に SPD 党員が圧倒するようでは、その超党派的立場は口先だけのものとなり、標榜する共和主義の意味も問いなおされざるをえない。それゆえにこそ、団則第11条の指導者団の超党派構成規定があった。220 それでは一体、三党の比率はいかなるものであったのだろうか。この点をも含め、以下、国旗団の指導構造・部隊編制など具体的な組織のあり方をみていこう。

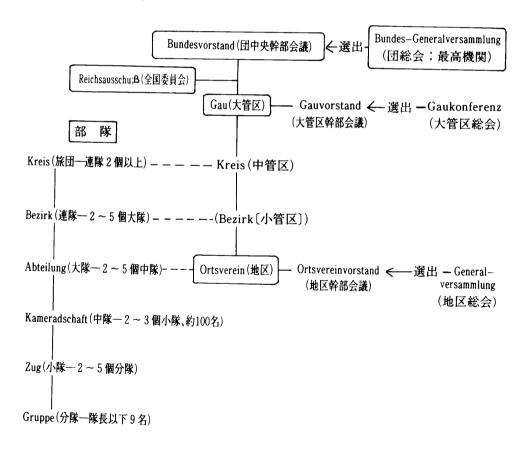
図は国旗団の組織構造を示したものである。執行機関として頂点に中央幹部会議があり、以下、大管区―中管区―小管区―地区というように全国が地域割りされている。全国に32(1928年)あった大管区にも幹部会議があり、自己の領域の団運営・指導にあたっている。これは地区幹部会議も同様である。中・小管区は通常一人の指導者(およびその代理)がいるのみで合議制ではない。この地域割り自体は巨大な大衆運動として組織を細分化したにすぎないわけだが、一方団は、防衛部隊あるいは行進・デモンストレーション団体としての準軍隊的組織構造をもち、地域割りに応じた部隊編制をなしている。図の左側の最小単位たる分隊に始まるヒエラルヒーがそれである。したがって、たとえば地区は、400人程のメンバーを含む大隊を有していたことになる。また中、小管区指導者とは、要するに旅団・連隊指導者のことであった。

そしてこれら部隊指導者はすべて上から任命されていた。分隊指導者は中隊指導者の提案で 大隊指導者に、小隊指導者は大隊指導者の提案で連隊指導者に、中隊指導者以上はすべて直属 上司の提案を通して大管区幹部会議によって、能力・専門知識・人間性・人生経験・教養を基 準に、任命されていたのである<sup>23)</sup>その大管区幹部会議内には、一員として技術(軍事)担当 指導者がおり、彼が旅団以下の部隊を指揮したのであった。しかし、部隊に与えるべき任務を 決定するのは技術指導者に議長、会計、庶務担当指導者などを加えた幹部会議全体であった。 更にその幹部会議メンバーは、3年毎に開かれる大管区総会によって選出されることになっていた。総会は、大管区幹部会議メンバー、中(小)管区指導者、地区代表者によって構成されるものであった。上から下への任命系は準軍隊的な組織に共通するところであろうが、このような民主的措置が規定されているところが、共和主義団体としての国旗団のひとつの特徴であるといえるだろう。この点は地区においても中央においても同様であった。ともにその幹部会議は、議長や技術担当指導者を含め全員が選挙で選ばれ、合議制の下、全員が同等の権利で団運営にあたっていたのである。とりわけ地区幹部会議は、地区一般団員からなる地区総会の直接選挙でそのメンバーが選ばれていた。24)

地区についてもう少し見てみよう。26年団則第9条は言う。

「あらゆる領域に地区が形成されうる。団則第1条に一致する者のみが、そこへの入団資格を与えられる。入団は地区幹部会議のみが決定する。地区幹部会議は、団の後援・助成者を団員としての権利を全面的に有した名誉メンバーに指名することができる。また青年部隊 Jungabteilung を形成できる。そのメンバーには、3人以上のメンバーに推薦されるならば、すべての青年がなることができる」。

#### 図〔国旗団の組織構造〕



地区が、いわば運動の最前線にあたる様がここで理解できよう。人々は地区を通して入団するわけだが、資格的には原則上、例えば SPD のような団の提携組織のメンバーであるか、あるいは保証人を 2、3人立てれば要件を満たすことになったようだ。言 青年部隊(のちの青年旗団 Jungbanner)も上述のように類似の規定である。入団すれば義務として当然団費納入を課せられる。26年時点では、一人最低月額30ペニッヒ以上であった。その徴収には地区幹部会議があたり、50%が手元に、50%が大管区に上納された。それをまた大管区幹部会議が二分して中央に送るのであった。これは寄付金についても同様である。9条でいう「団の後援・助成者」とは、主として寄付を通して団と関わった人々のことであろう。募金要請は、とくにユダヤ系商人や DDP 系企業家層に向けられたようである。3、鉄兜団などと同様、自らタバコ販売などもしていたが、そのメンバー数からして、国旗団財政は基本的には団費によってまかなわれていたものと思われる。28)

9条にいう地区による青年部隊形成は、単に現に在る若年層を吸収するという目的を意味するだけのものではない。いうまでもなく、青年を魅きつけ保持するということは、「我々の建造物を上へ上へと増築して」<sup>29)</sup>いくとの長期的な団の将来に関わる問題であり、ひいては共和国の今後の方向付け・存続に関わる問題であった。それゆえに、たとえば鉄兜団には「青年鉄兜団 Jungstahlhelm」が、赤色前線兵士同盟には「赤色青年戦線 Rote Jungfront」があり、国旗団にも青年旗団が付属形成されているのである。

青年旗団の場合、入団は14才以上、通常は18才から21才までの青年に許された。<sup>30)</sup>29年の時 点では、その主要活動に次の三点が挙げられている。<sup>31)</sup>第一は「防衛スポーツ Schutzsport」で あり、第二は、合法クラブ組織を通じての小銃射撃訓練である。「防衛スポーツ」とは、要す るに合法枠内での軍事訓練のようなもので、右翼諸団体の「国防スポーツ Wehrsport」に匹敵 し、軍隊的な野外演習・夜間訓練を主内容とするものであった。それはたとえば哨兵配置・斥 候偵察・行軍警護・占領陣地攻防戦を模していた。そして、これらを補完することになるのが、 第二の射撃訓練であった。この二つの活動は、年長の一般団員にも共通するものであった。青 年団員の活動の第三は政治教育である。その担当者(大管区青年指導者)のための研修コース も、29年8月に二週間弱の間開催されている。そこでの講義タイトルのいくつかを示せば、 「青年の心理」「青年と法」「ドイツ青年団体とその現代社会・民主国家への統合」「青年運動 のための現代的教育活動に奉仕する映画と写真」などがある。ちなみに最初のものの講師はへ ラーH. Heller であった。また「国民国家における警察」「ドイツ共和国における軍」という 講義では、国家の暴力装置内に共和主義青年を送り込む必要性を強調していた<sup>32)</sup>これは後述 するように、国防軍と一部警察に対する国旗団の不信を示すものであり、国旗団員をその内部 に送り込むことによって、両装置の下からの、内からの「共和主義化」を図ろうとするもので あった。更にいえば、両装置、とりわけ国防軍の共和国に対する疎遠な姿勢こそが、国旗団を 含め、民間の準軍隊的諸組織の生成・存続をもたらし、また諸組織に必要以上の存在価値を与 えたのである。

#### 4. 上級指導者層

次に団の上級機関に目を向けたい。いかなる人々が、いかなる党派構成でもって、団の全体 指導をおこなっていたのだろうか。

上述したように、執行機関としての頂点には中央幹部会議がたつ。そのメンバー数は24年時の暫定会議で14名、うち SPD 12名、、DDP が 2 名である。33) 中央党員の姿はここでは見られない。26年になると、正式の形でメンバーが選出される。すなわち、団則第12条、14条に示され

るように、「団最高機関」としての団総会(中央幹部会議・全国委員会・大管区幹部会議議長・200名の代議員より構成)がその職を果たすのである。その結果、SPD 13名、DDP 4 名、中央党 3 名が幹部会議員に選ばれた。そして28年からヒトラー政権に解散させられる33年にかけては総勢32名、うち SPD 21名、DDP 5 名、中央党 6 名の党派構成をもつ中央幹部会議が団運営にあたったのである。34 国旗団の在続期間を通じてこの要職に就いた人々は全部で36名おり、うち20名は国民学校卒、16名はそれ以上の学歴をもち12名は大学教育を受けている。後者には公務員、自由業者が多く、前者には政党、労働組合、国旗団の専従や機関紙編集者が多く、うち5人は政党活動を通じて国家的要職についている。35)

28年10月に選出された人々をもう少し具体的にみてみよう。<sup>36)</sup>議長職には次の5名が就いている。

第1議長――ヘルジング O. Hörsing プロイセン邦マクデブルク県知事、邦議会議員(SPD) 第2議長――ヘルターマン K. Höltermann 「人民の声 Volksstimme」紙編集長(SPD)

議長代理――シュテリング J. Stelling 元メクレンブルク邦首相、団ベルリン・ブランデンブルク大管区議長、国会議員 (SPD)

議長代理――レマー E. Lemmer 「ドイツ労働者・職員・公務員組合連合」総書記、「民主主 義青年団 | 団長、国会議員 (DDP)

議長代理――クローネ H. Krone 「ヴィントホルスト同盟」事務局長、国会議員(中央党)技術担当兼防衛スポーツ指導者にはザイデンシュヌーア P. Seidenschnur という人物が就いているが、彼は現役警察将校(大尉)である。幹部会議員には他に新旧二人のマクデブルク警察本部長も含まれている。この点は、地方レベルでの団の警察との提携を大いに予想させるものである。青年指導者パーペ A. Pape は、団付属の小銃射撃クラブの事務局長でもあった。全体的にみると、この幹部会議には、諸団体の役員を兼任している者が、団専従書記を含めると14名存在した。議長代理の肩書きをみればそれは明らかだが、他にも SPD の支部書記や、農業労働者・金属労働者・鉄道員・出版人団体などの幹部が含まれる。著名なところでは、中央党幹部会議メンバーにして「ヴィントホルスト同盟」第1議長のヨース J. Joos が挙げられよう。クローネ、ヨースの名に中央党のどの部分が国旗団運動に熱心であったが推察されうるが、全体としては、国旗団は、共和主義者あるいは既存共和主義諸団体の総連合の観がある。実際、官僚・公務員も多く、国会議員6名、邦議会議員3名、他に内務省局長や郡長、そして学校長も2名を数えていたのである。

すでに述べてきたように、党派構成は、一般団員内では SPD 系の人々が圧倒的であったのに対し、中央幹部会議では DDP、中央党への一定の配慮が見られた。この点は機関紙【国旗団】編集者についても同様で、3名が SPD であるが、顧問を含めれば DDP、中央党にも各2名が割りあてられていた。37大管区においても一般に、議長はともかく、議長代理まで SPD が独占することはなかった。ベルリン・ブランデンブルク大管区では、幹部会議メンバーはSPD 6、DDP 2、中央党1で議長代理を DDP がつとめていたが、ブレスラウ・ミッテルシュレージェン大管区(SPD = 7、DDP = 2、中央党=1)では議長は DDP 党員であった。80

団中央には一種の諮問機関も存在する。団則第5条にいう全国委員会がそれである。「そのメンバーは中央幹部会議によって選出され」「最重要事項の決定に際しては、中央幹部会議は全国委員会に諮らねばならな」かった。助言機関であるがゆえに、「多分に装飾的な、多かれ少なかれ影響力の少ないポスト」<sup>39)</sup>という評価もあるが、実にそうそうたる人々が名をつらね、団の威信を高めていた。29年時点でのリスト<sup>40)</sup>から拾ってみると、首相H.ミュラー、SPD 執行部議長O.ヴェルス、国会議長P.レーベ、内相K.ゼーヴェリング、元首相P.シャイデマン、プロイセン邦首相O.ブラウンや、ADGB 議長 Th. ライパルト、同副議長 P.グラスマン、「社

会主義労働者青年団」団長E. オレンハウアーらの名が見える。DDP からは党首E. コッホ=ヴェーザー、党幹部会議議長A. エルケレンツ、同副議長H. フィッシャー、プロイセン邦財務相H. ヘプカー=アショフあるいは元将軍B. フォン・ダイムリングがおり、中央党では、元首相にして「左派」リーダーのJ. ヴィルトや元蔵相H. ケーラーの名が目立つ。更には、オーストリアの「共和国防衛同盟 Republikanischer Schutzbund」指導者J. ドイチュや同軍事顧問 Th. ケルナーや、法哲学者にして元法相のG. ラートブルッフ、社会学者F. テニエスらもメンバーであった。総メンバー数は24年時点では71名、うち SPD 系56、DDP 系13、中央党系 2 名である $^{41}$ 若干の具体的人名を紹介してみた29年時点では、総数139名で、不明の37名を除けば SPD系66、DDP系30、中央党系 6 名であった。ちなみに半数近くの63名は、現職の国会(39)邦議会(24)議員であった $^{42}$ 

以上、比較的詳細に、国旗団の目的、組織構造、指導的人物像などを眺めてみた。これだけでは必ずしも十分ではないが、少なくとも二つの点が指摘できるだろう。一つは国旗団を「政治闘争団体」とみなしうるということである。筆者はかつて、ナチ党 SA と鉄兜団の比較研究を通して次のように述べたことがある。3

「(24年から26年にかけて現われる) 政治闘争団体というものの像を、その政党との距離やイデオロギーの区別なく問うならば、それは、第一に、院外の政治的大衆組織ないし運動であった。……次に、そこでは、……軍隊的軍事的な行動様式・外観・思考が広く浸透しており……同志的結合や指導=信従関係に立脚するブント的原理が重要な地位を占めていた。以上の点で、政治闘争団体は、政党や圧力団体はもとより、単なる青年運動・在郷軍人会とも異なることがわかるが、更に特徴的な点は、その暴力に対する親和性であって、この政治暴力行使を構成要素のひとつとすることができよう」。

本稿で扱いえた部分は、静態的ないわゆる組織論にすぎず、また上の3つのメルクマールは右翼の攻撃的団体から導き出されたものゆえ、今ひとつ鮮明にならないが、相互に敵視したという点からも、ほぼ鉄兜団などと共通するものを国旗団はもっていたといいうるだろう。

そして第二の点は、同じ政治闘争団体ではあるが、やはり鉄兜団やナチ党 SA とは違うということである。イデオロギー面で異なることはいうまでもないが、「政党との距離」という次元でサブ・カテゴリーをつくれば、鉄兜団は自立的政治闘争団体であり、諸政党と並ぶ政治団体としてワイマルの政治シーンに登場した。一方ナチ党 SA は、その名の通り、政党軍=党派的政治闘争団体として、ナチ党と固く連動しながら運動していった。国旗団はそのどちらでもなかった。国旗団は決してワイマル連合三政党から自立することはなく、かといって SPD の政党軍という位置にもなかった。あくまで共和国を護るという一点で国旗団と三政党、そして三政党相互は連結していたのである。したがって、この大状況が崩れ、政党政治が前面化する時、国旗団の立場は動揺せざるをえないであろう。その意味で、SPD は何故政党軍ではなく超党派組織を選択したのか、更にそもそも何故1924年に、準軍隊的組織が登場しなければならなかったのか、が問われるのである。それが次章以下の課題となる。 (未完)

## (資料) 国旗団団則-1926年

1条――団の目的は、無条件に共和国憲法の立場にたつすべてのドイツ人男子、とりわけ大戦 参戦者、軍事訓練修了者、男子青年の結集にある。団は「国旗団黒赤金=共和主義参 戦者同盟」との名称をもつ。

- 2条――団は、僚友愛と共和主義思想を喚起・育成し、ライヒ憲法ならびに共和主義的な諸ラント憲法を擁護し、非常時には共和主義的諸政府・諸当局の全面指揮下に入るものである。団は、ドイツの経済的社会的再建に協力し、参戦者の利益、とりわけ戦傷者ならびに遺族の立場を強力に代弁する。共和主義者、共和派政党、及びその背後にある労働組合等諸組織に対する攻撃には、団は、使用しうるすべての手段でもって対抗・撃退するであろう。非合法武装については、団はこれを拒絶する。政党政治上あるいは完教上の問題についての議論は、団内においては排除されるものである。
- 3条---団は全ドイツを包括する。
- 4条――団中央幹部会議が団の頂点に立つ。団中央幹部会議は、第1・第2議長、第1・第2 財務担当、第1・第2庶務担当、技術指導者および少なくとも11人の一般会議員より 構成する。第1議長が同法の内外において団を代表する。団ならびに団中央幹部会議 の本部はマクデブルクに置く。団は法人登録される。
- 5条――全国委員会は、中央幹部会議への助言機関であり、そのメンバーは中央幹部会議によって選出される。全国委員会の活動は、団活動の全領域をおおう。最重要事項の決定に際しては、中央幹部会議は、全国委員会に諮らねばならない。
- 6条――中央幹部会議は全国を大管区に区分し、大管区は個々の地域の諸団体より構成される。
- 7条――各大管区の頂点に大管区幹部会議を置く。大管区幹部会議は、第1・第2議長、第 1・第2会計担当、第1・第2庶務担当、技術指導者および少なくとも3人の一般会 議員より構成する。大管区幹部会議およびそのすべてのメンバーは、その職務を正当 に執行しうるように、中央幹部会議の認可を必要とする。この認可はいつでも撤回可 能である。
- 8条――大管区幹部会議議長は各大管区において、一定領域の地区を中管区に統合することができる。中管区の頂点には大管区幹部会議によって任命された中管区指導者およびその代理が置かれる。この任命はいつでも撤回可能である。
- 9条――あらゆる領域に地区が形成されうる。団則第1条に一致する者のみが、そこへの入団 資格を与えられる。入団は、地区幹部会議のみが決定する。地区幹部会議は、団の後 援・助成者を、団員としての権利を全面的に有した名誉メンバーに指名することがで きる。また、青年部隊を形成できる。そのメンバーには、3人以上のメンバーに推薦 されるならば、すべての青年がなることができる。
- 10条――すべての地区は幹部会議をもたねばならない。幹部会議は、第1・第2議長、第1・第2会計担当、第1・第2庶務担当、および少なくとも2人の一般会議員より構成する。地区幹部会議のメンバーは、その職務を正当に執行しうるように、大管区幹部会議の認可を心要とする。この認可はいつでも撤回可能である。
- 11条――共和主義政党・組合が組織を有しているすべての地域においては、団の指導者・役員 はそこから組織されなければならない。幹部会議は可能な限り、ワイマル憲法に立脚 するすべての政党のメンバーから構成されなければならない。政治的に偏った幹部会 議構成は、他のものが可能である限り、認容されない。
- 12条――団の最高機関は、団総会である。これは、中央幹部会議、全国委員会、大管区幹部会 議議長ならびに200人の代議員より構成される。選出される代議員の各大管区ごとの 人数は、中央幹部会議が団費納入額を調査し、それに応じて決定される。
- 13条――定例団総会は、中央幹部会議によって少なくとも3年毎に召集される。議事日程を告知する案内は、文書によって遅くとも2週間前になされる。
- 14条――定例団総会は以下のことに責任をもつ。①中央幹部会議の活動報告の承認と任務解除。

- ②中央幹部会議の選出。③団則改正、ならびに必要とあらば団解散、団資産の凍結について、%以上の多数決による表決。団総会の決議については、中央幹部会議メンバー2名に署名された議事録が作成される。
- 15条——大管区幹部会議によって少なくとも3年毎に召集される大管区総会は、大管区幹部会議、中管区指導者、そして地区の代表者によって構成される。代表者の数は、大管区幹部会議が決定する。代表者派遣にかかる費用は地区が負担する。大管区総会は以下のことに責任をもつ。①大管区幹部会議の活動報告の承認と任務解除。②大管区幹部会議の選出。
- 16条――地区幹部会議によって少なくとも毎年1回召集される定例地区総会は以下のことに責任をもつ。①地区幹部会議の活動報告の承認と任務解除。②地区幹部会議の選出。
- 17条――幹部会議はそのメンバーに欠員が生じた場合、選挙で補充する。
- 18条――地区規約は大管区幹部会議の承認を、大管区規約は中央幹部会議の承認を必要とする。
- 19条----団機関紙は、①「国旗団」②「絵入り国旗団新聞」である。その他の機関紙、新聞・ 雑誌の創刊は中央幹部会議、全国委員会、大管区幹部会議議長の共同決議を必要とす る。
- 20条――あらゆるメンバーは、最低月額30ペニッヒ以上の団費を自己規定して支払う義務がある。失業者は申請にもとづき、失業期間中は地区幹部会議によって団費納入義務を解除されうる。
- 21条 団費の定期的徴収の責がある地区幹部会議は、定式に応じて四半期ごとに大管区幹部会議と収支決算をおこなう。同時に、地区幹部会議は団費の50%、寄付金等の50%を大管区幹部会議に納めなければならない。同様に大管区幹部会議は、四半期ごとに中央幹部会議と収支決算をおこない、地区に納入された団費、寄付金の25%を、また大管区自らが寄付金等で得た収入の50%を中央幹部会議に納めなければならない。
- 22条——中央幹部会議は、緊急時、同志に法的保護や扶助金を提供できるようにするため、共 済金庫用の特別資金を必要に応じて徴収する権限をもつ。
- 23条――地区幹部会議議長に表明することによって、いつでも退団することができる。 3 ヶ月 以上団費を滞納した場合は、退団したものとみなされる。
- 25条——中央幹部会議は、この団則の遅滞なき適用のための、そして統一的に規定されうるその他すべての業務に用いる施行細目規定を決定し発布しなければならない。
- 26条---業務年度は暦年に従う。

#### 註

- 1) "Das Reichsbanner"Nr. 3 vom 1. 6. 1924 (NSDAP Hauptarchiv, Hoover Institution, Microfilm Collection, Stanford 1964, Reel 94 Folder 1907 [以下、HA 94/1907と略記]); Bundesbeschluß vom 11. Mai 1925, Bekleidung u. Führerabzeichen, Einteilung u. Führerennungen. (HA 94/1908)
- 2) W. Mommsen u. G. Franz (Hrsg.) Die deutschen Parteiprogramme, 5. Aufl., Leipzig-Berlin. 1931, S.97

- 3) 拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」『史学研究』 160 (1983)
- 4) 国旗団に関しては、以下に示すように、すでに一定の研究蓄積がある。とくにローエの大著は詳細かつ包括的で、付け加えるべき点は殆どないようにも思われる。また「政治闘争団体」の比較研究上でも、示唆するところ少なからぬものがある。大いに吸収しつつ、上述のパースペクティヴにおいて、若干の資料を利用しながら、筆者なりの国旗団像を描いてみたい。先行研究については、必要があれば、行論に即して言及していきたい。K. Rohe, Das Reichsbanner Schwarz Rot Gold, Düsseldorf 1966; R. P. Chickering, "The Reichsbanner and the Weimar Republic, 1924–26" JoMH 40 (1968); H. Gotschlich, "Gründung und Anfänge des Reichsbanners Schwarz-Rot-Gold" Zeitschrift für Militärgeschichte 19 (1980); T. A. Knapp, "The German Center Party and the Reichsbanner" International Review of Social History 14 (1969). 共和国末期における国旗団の活動については次の翻訳を参照。E. マティアス著(安・山田訳)「なぜヒトラーを阻止できなかったのか」岩波書店1984 (原著は1960年)。
- 5) Auszug aus "Das Reichsbanner" Nr. 10 vom 15. 5. 1926. Bundessatzungen. (HA 94/1907). なおこの団則の試訳を本文末に掲載しておいたので参照されたい。
- 6) E. Posse, Die politischen Kampfbünde Deutschlands, Berlin 1930, S. 66f.
- 7) Die deutschen Parteiprogramme, S. 98; H. Michaelis u. a. (Hrsg.), Ursachen und Folgen vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart, Bd. W. Dok. 1594-b.
- 8) Bericht des Bundesvorstandes des Reichsbanners zur Bundes-Generalversammlung vom 16 bis 19 Februar 1933 in Berlin. (HA 40/800)
- 9) "Das Reichsbanner" Nr. 3.
- 10) Die deutschen Parteiprogramme, S. 97.
- 11) "Das Reichsbanner" Nr. 3.
- 12) Auszug aus Nürnberger Lagebericht Nr. 4668 v. 8. 8. 1924. (HA 94/1908)
- 13) Ursachen und Folgen, Dok. 1594-b
- 14) Rohe, S. 73.
- 15) Auszug aus den Neuen Bericht (Polizeidirektion München) Nr. 23 v. 23. 1. 1925. Anlage 8a: Richtlinien für die Propaganda und Zersetzungsarbeit im Reichsbanner Schwarz-rot-gold. (HA 94/1906)
- 16) Auszug aus Lagebericht Nr. 820/ II v. 5. 2. 1925, Reichsbanner und Kriegervereine, (HA 94/1906)
- 17) 註15) に同じ
- 18) Rohe, S. 34f.
- 19) Die deutschen Parteiprogramme, S.97
- 20) "New York Sun"v. 24. 11. 1924 (HA 94/1906). これは、フォン・ダイムリング元将軍 (後述するようにドイツ民主党系の国旗団全国委員会メンバー) へのインタヴュー記事であるが、興味深いことに、この米国紙は、国旗団=「共和主義的ファシスト」と、この時、規定していた。
- 21) 以上は Rohe, S. 266ff. 270ff. Gotschlich S.37. 註15)資料よりまとめた。
- 22) 後掲団則参照
- 23) Bundesbeschluß vom 11. Mai 1925 (註1)内), Anleitung für Aufstellung, Bewegungen und Märsche der Kameradschaften (HA 94/1908)
- 24) 団則参照。また Vgl. Rohe, S. 85f.
- 25) 註15) に同じ

- 26) 但し28年以降は、中央が団費のほぼ半分をとり、大管区・地区で残りを分けたようである。Rohe, S.89
- 27) 註15) に同じ
- 28) Rohe, S. 76ff.
- 29) Sonderbericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 162/II/29, S. 2 (HA 94/1907)
- 30) Ebd. S. 44., "Das Reichsbanner" Nr. 3
- 31) Ebd. S. 45.
- 32) Ebd. S. 46.
- 33) Rohe, S. 273f.
- 34) Rohe, S. 274., Gotschlich, S. 37
- 35) Rohe, S. 277.
- 36) 以下は註29)資料 S.31-33による。
- 37) Rohe, S. 274
- 38) ローエによれば、地区や中管区はともかく、大管区幹部会議議長に中央党員がなることは稀であった。Rohe, S. 274f.
- 39) 註29)資料 S. 19.
- 40) Anlage 3 zu Sonderbericht Nr. 162/ [[/29(註29)], Der Reichsausschuß des Reichsbanners SRG. (HA 94/1907).
- 41) Rohe, S. 70., Gotschlich, S. 37.
- 42) 註40) に同じ
- 43) 拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」70頁。

[附記] 本稿の概要は、1986年度広島史学研究会大会西洋史部会で報告した。規定枚数を越えるため、 後半部分は続稿で論ずることとした。